

## 令和2年度第3回岡山県建築審査会 議事録

- 1 開催日時 令和3年3月16日（火）13:30～15:00
- 2 場 所 ピュアリティまきび
- 3 審 議 委員7名中7名出席  
溝渕順子委員、木下育子委員、中村陽二委員、平山文則委員、  
堀裕典委員、森永裕美子委員、渡邊知美委員  
（委員名簿順）

### 4 議 事

#### 【付議案件】

建築基準法第3条第1項第三号指定（適用の除外）

- ・国登録有形文化財旧勝田郡役所庁舎を建築基準法等の適用から外すことについて

#### 【報告案件】

建築基準法第43条第2項第二号許可（敷地と道路との関係）

- ・1件（令和3年1月1日から令和3年2月28日まで）

#### 【その他】

建築基準法第3条第1項第三号指定（適用の除外）物件の進捗状況  
（旧吹屋小学校の保存修理工事）

### 5 審 議 結 果 付議案件に同意

### 6 議 事 録

#### 【会長】

それでは、議事に入ります。付議案件の建築基準法第3条第1項第三号指定（適用の除外）、国登録有形文化財旧勝田郡役所庁舎を建築基準法等の適用から外すことについてについて、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】

それでは、資料1岡山県建築審査会資料「付議案件」をご覧ください。

資料1の1ページをご覧ください。

本案件は、国登録有形文化財旧勝田郡役所庁舎を建築基準法等の適用から外すため、建築基準法第3条第1項第三号の適用除外の指定について付議するものです。建築物の概要ですが、本案件は、勝央町勝間田にある旧勝田郡役所庁舎が対

象となります。旧勝田郡役所庁舎は、明治45年に新築され、昭和18年頃に北東部を増築、昭和35年に南東部を増築し、昭和57年まで庁舎として使用され、現在は空き施設となっております。その後、平成28年11月29日に、南東増築部を除き、国登録有形文化財に登録されています。構造規模は、木造2階、除却予定の昭和35年増築部分を除いた延べ面積は592.67㎡です。

資料13ページをご覧ください、建物は、出雲街道に面し、勝間田宿の中心に位置しています。

資料15ページをご覧ください。敷地中央に今回の指定申請建築物である旧勝田郡役所庁舎があり、庁舎の南東部、昭和35年増築部分は、国登録有形文化財の登録外であり、今回の工事で除却予定であることから、除外指定の対象外となります。その他、敷地北西部に既存便所、南西部に国登録有形文化財の旧木村家住宅土蔵がございますが、今回の除外指定の対象外です。

資料16ページから21ページにかけて現況平面図、立面図、断面図を掲載しております。

資料23ページをご覧ください。23、24ページは、写真の撮影方向を、25ページ以降に現況写真を掲載しております。25ページの写真1（全景）や写真2（本館正面）のように、外観は、塔屋部分の金色のステンレス板ひし形葺きが印象的な建物で、26ページの写真5（1階ホール）や写真6（1階廊下）のように、内部は、天井が木板の敷目張り、壁が漆喰となっており、外観も含めて、擬洋風建築となっております。

資料1ページ目にお戻りください。次に保存活用計画ですが、本建物は、江戸時代の出雲街道勝間田宿の区域内に位置し、明治時代以降、勝田郡の中心として町の近代発展を見守ってきたシンボルとなっております。また、周囲に歴史的遺産が点在することから、歴史・文化の町としての魅力を高めるような活用を図るとともに、人々の交流を生み出し、愛着や誇りがもてる施設として整備し、地域の活性化につなげていく計画です。具体的な活用方法について、次ページでご説明します。工事期間としては、令和3年度に着手し、令和5年度まで行う予定です。

資料2ページをご覧ください。

活用方法として、4つのエリアを計画しております。1階南東部「青色A：歴史・ガイダンススペース」では、町の歴史に関する展示を行います。1階中央部「赤色B：地域活動・交流スペース」では、歴史・観光ボランティアの活動拠点、地域住民や来館者のための談話室として整備します。2階の「ピンク色C：アート活動拠点スペース」では、アート作家の作品展示、貸ギャラリーとして活用します。最後に、1階北東部及び屋外スペースの「水色D：イベントスペース」では、ワークショップや町のイベントで活用する予定です。

次に、資料3ページの「3付議理由」をご覧ください。

元々、庁舎として使用していた旧勝田郡役所庁舎について、先程ご説明した保存活用計画に沿った修復工事や利活用をするにあたり、現行の建築基準法をそのまま適用すると不適合が生じますが、文化財のような保存活用が要求される建築物については、文化的価値を損なわないように活用する必要があります。

建築基準法第3条第1項第三号に、条例による現状変更の規制や保存のための措置が講じられている保存建築物は、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定した場合は、建築基準法等の適用が外せる旨が規定されております。建築基準法等の適用除外までの流れは次のフロー図のとおりとなります。

資料4ページに、建築基準法第3条第1項第三号及び町の保存条例の抜粋を参考に掲載しております。

続いて、資料5ページの「4 建築審査会における審査事項」をご覧ください。建築審査会での同意基準については、平成26年4月1日付け国住指第1号の技術的助言において、以下の4つの項目が示されました。

1つ目が、条例で定められた現状変更の規制及び保存の措置が講じられていること。2つ目が、建築物の構法等に応じ、地震時等の構造安全性の確保に配慮されていること。3つ目が、防火上の支障がないように、また、消防活動の円滑性の確保に配慮されていること。4つ目が在館者の避難安全性の確保に配慮されていること。また、これらについては、地域における歴史的建築物の実状や要望、歴史的建築物の保存活用や構造安全性に詳しい者等の意見を十分踏まえて対応することとされています。

次に、「5 指定を認める理由」をご覧ください。先程の4つの審査項目ごとに説明させていただきます。まず一つ目の「条例で定められた現状変更の規制及び保存の措置が講じられていること」についてですが、旧勝田郡役所庁舎は、文化財保護法による国登録有形文化財の登録を受けるとともに、「勝央町歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」による保存建築物の登録及び現状変更の規制、保存のための措置が講じられており、勝央町教育委員会も了解済みであります。また、保存活用計画については、歴史的建築物の保存活用に詳しい者の意見を聞くため、町に設置した「旧勝田郡役所庁舎保存修理委員会」に諮り、その結果として妥当である旨の結論を得ています。

資料10ページをご覧ください。町の保存条例によって保存建築物に登録された旨の通知書、11ページに保存修理委員会によって適正な保存活用計画であると認められた旨の審議結果通知書を添付しております。

資料5ページにお戻りください。次に二つ目の「建築物の構法等に応じ、地震時等の構造安全性の確保に配慮されていること」についてですが、耐震改修は、保有水平耐力計算により、地震時に必要な耐力を確保できるように計画しており

ます。耐震改修計画は、歴史的建築物の構造安全性に詳しい者の意見を聞くため、（一社）岡山県建築士会の「岡山県歴史的建造物委員会」に諮り、その結果として妥当である旨の結論を頂いております。

資料の 37 ページをご覧ください。37 ページから 41 ページにかけて「岡山県歴史的建造物委員会」からの審査結果を添付しております。

40 ページをご覧ください。ページ上部にございます「2.5 耐震診断所見」ですが、既存建物の耐震診断の結果が記載されており、X、Y 方向の 1、2 階で耐力不足により耐震性能が所要の評点を満足しておらず、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊する危険性が高い」と判定されております。続いて、ページ中段より少し下ですが、「3.2 耐震改修診断所見」に耐震改修の内容が記載されており、X、Y 両方向の 1、2 階で構造用合板による補強、水平構面の補強、柱梁接合部の補強、鉄筋コンクリートの布基礎の設置を行い、所要の評点を満足することとしております。その下の、「3.3 所見」にあるとおり、耐震改修後は、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊する危険性が低い」と判定されております。

耐震改修の内容を図面にてご説明します。資料の 42 ページをご覧ください。基礎の補強図面になりますが、青色の斜線が、既存の基礎を鉄筋コンクリートにより補強する部分、青色斜線のうち赤線の範囲が、元々、基礎が無い部分に新設する部分です。資料 43 ページから 45 ページですが、黄色部分が、各階の床面に厚さ 12 ミリの構造用合板を貼る部分で、青色の×の部分が、小屋裏に水平ブレースを設置する部分です。46、47 ページは、黄色部分が、外壁や間仕切り壁に厚さ 12 ミリの構造用合板を貼る部分で、青色部分は基礎の補強部分です。また、柱頭、柱脚、柱梁接合部は金物により補強します。以上の補強により、建物の安全性、耐力、水平剛性を確保する計画となっております。

資料 6 ページをご覧ください。次に三つ目の「防火上支障がないように、また、消防活動の円滑性の確保に配慮されていること」についてですが、現状で建築基準法に適合していない関連項目として、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分の防火性能、小屋裏の隔壁等があります。

これら不適合項目については、消防機関との協議により、警報、消火、誘導等の消防設備を整備するとともに、敷地北側の前面道路内に設置されている既存屋外消火栓を運用し、さらに、避雷針を設置する計画としております。また、建物周辺での裸火の使用禁止、建物内の禁煙措置を行うこととしております。

次に最後の四つ目の「在館者の避難安全性の確保に配慮されていること」についてですが、まず、今回の活用計画は、展示室等であり、高度な避難安全性を必要とする就寝の用に供するものではありません。また、その建物形状から、1 階部分については、避難経路も単純であり外部への開放性からも、屋外への避難は比較的容易となっております。

現状で建築基準法に適合していない関連項目として、階段の踏面・蹴上、排煙設備、内装仕上げの防火性能、非常用照明等があります。

このうち非常用照明については、今回の修復工事において設置いたします。その他の不適合項目については、避難経路への誘導灯の設置、階段へ外周部分の通行を促すための誘導柵の設置、多数の利用者が予想される場合には、誘導員を配置するとともに、一定数の人数制限、30人以下を行うこととしております。

資料の34ページをご覧ください。構造関係以外の改修内容を図面にてご説明いたします。2か所ある1階の階段の上り口に誘導柵を設置し、踏面の広い階段外側を通行するよう促します。また、既存ガスコンロをIHヒーターに取り換えます。

資料の35ページをご覧ください。防火、避難関係ではありませんが、床下の防湿措置の関係で、ポリエレンシートを設置します。

少しページが飛びますが、49ページをご覧ください。設備関係の改修内容になります。黄色の円が非常用照明の有効範囲を表しており、建物の各部分が包含されるように非常用照明を設置します。また、消防設備として、①消火器を1、2階合計9か所、⑤誘導灯を1、2階合計9か所設置します。⑥パッケージ型屋内消火栓を半径25m以内にすべての建物部分が包含されるような位置に、各階1か所ずつ設置します。また、管理人が常駐する事務室に②自動火災報知設備の受信機、④火災通報設備、⑧放送設備を設置します。火災時に避難を知らせる⑧非常ベルは、半径25m以内にすべての建物部分が包含されるように各階1か所ずつ設置します。また、天井や小屋裏には火災感知器を設置します。資料51、52ページですが、塔屋部分に避雷針を設置します。

ページが戻りますが、資料15ページをご覧ください。敷地北側の前面道路にある既存屋外消火栓を運用する計画で、有効範囲である半径40m以内に建物全てが包含されております。

最後になりますが、資料30ページをご覧ください。30ページから32ページにかけて、現行規定への不適合事項と安全性確保等のための措置概要を掲載しております。30ページ、31ページに記載している建築基準法の不適合条項のうち、遡及適用欄が「要」の条項で、かつ、現行規定に適合する改修が行えない条項が、今回の指定により適用除外する条項となります。措置内容については、先ほど図面でご説明した内容となります。

以上で、建築基準法第3条第1項第三号の適用除外の指定に関する技術的助言に示される、4つの審査項目の説明を終わります。

付議案件の説明としては以上となりますが、今後、工事を進めていく中で、変更点も出てくると思われまますので、定期的に建築審査会へ報告させていただきたいと考えております。

説明は以上となります。

**【会長】**

今の事務局の説明につきまして、何かご質問・ご意見はございませんか。

**【委員】**

耐震補強計画に関する所見では、現地での実態調査が不十分な箇所について、十分な検討が必要であるとありますが、審査会への付議にあたり、既に検討は完了しているのか、それとも今後も検討は継続していくのかどちらでしょうか。

**【事務局】**

耐震補強計画の所見で、実態調査が不十分な箇所への対応ですが、現在の計画は想定であり、今後の改修工事の中で、現計画と異なる点が判明した場合は、再検討するという意味です。

**【委員】**

今後も検討は続けていくということですね。

**【事務局】**

そのとおりです。

**【委員】**

代替措置として消防設備設置を計画していますが、消防が臨場できなければ効果が発揮されないと思いますが、その点について、支障ないでしょうか。

**【事務局】**

建築基準法の適用除外にあたり、設置する消防設備と消火活動について、申請者である勝央町が所管の消防機関と協議しており、消防機関の協力も得られることとなっています。

また、立地状況からも消火活動は支障なく行えると考えています。

**【委員】**

敷地は3方道路に接しており、道路幅員も十分あるので、消防機関として現場に到着するのに問題なく、前面道路に消火栓もあるので消火活動も大丈夫ということですね。

**【事務局】**

そのとおりです。

**【会長】**

平地なので消防機関が現地に到達することに関しても問題ないですね。  
また、屋外消火栓の他、前面道路に水路など水源もあるので問題ないですね。

**【委員】**

施設利用にあたり、足が不自由な方など、身体弱者への配慮・対応はどのように考えているのでしょうか。

**【事務局】**

避難時の対策として、非常用照明や誘導灯を設置し避難経路を確保するとともに、階段については、外側の通行を促すための誘導柵を設置します。多数の利用が予想される場合には、誘導員の配置や人数制限を行います。

また、本建物の利用計画上、施設管理者がいます。町からは身体弱者が来た場合には、介添えをして施設を案内すると聞いています。

**【委員】**

困っている方がいた場合、施設を利用する間は、常に施設の人が対応するということですね。

**【事務局】**

そのとおりです。

**【委員】**

建築基準法で現行規定に不適合となっている内容に対する措置について記載をしていますが、措置を行うにあたり、1つずつ何らかの理由や方針があると思います。

例えば、階段を改修しない理由としては、当時のデザイン・面影を残したい等の理由があるはずです。

また、複数の不適合内容に対する全体としての措置は問題ないと思いますが、不適合箇所1つ1つについて、どのように対応するのか、それともデザイン等の理由で対応しないのか記録を残しておいた方がよいと思います。

これらについて、資料として持っているのでしょうか。

### 【事務局】

個々の不適合項目についての対応・措置については申請者から資料をもらい、事務局が事前に確認、審査をしています。その上で、審査会の資料では、同意基準の4つの項目にまとめて、全体的な対応・措置として説明させていただきました。

個々の不適合に関して、例えば、階段の場合、蹴上げや踏面の寸法であれば、不適合のままですが、誘導柵を設置し、踏面が狭い箇所を通行しないようにすることで、一定の安全性が確保できていると判断しています。

内装に関しても、燃えやすい材料であることは変わらないのですが、消防機関と協議した上で、適切な消防設備の設置や消防計画を策定していることから、一定の避難安全性の確保や防火上の措置ができていると判断しています。

### 【委員】

今後、新たに指定を行う際の参考とするためにも、不適合箇所の1つ1つについて、対応理由、方針、考え方や措置の方法について記録を残しておいた方がよいと思います。

### 【事務局】

委員からのご意見は次回からの審議資料作成時の参考とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

### 【委員】

今回の指定の判断にあたっては問題ありません。

歴史的建造物に関して当時のデザインを残す、守るという判断はあると思うので、1つ1つ記録を残しておいてください。

### 【会長】

歴史的建造物であることの価値を認識した上で、建築基準法の適用を除外する項目や内容を判断するためにも、今後は、不適合項目に対する措置だけでなく理由等も明示しておいてください。

その記録が、今後の設計上の1つの知見として蓄積され、単なる法律上の解釈だけでなく、歴史的建造物のより良い保存にも役立つと思います。

今後のためにも、事務局にて今回の案件について整理しておいてください。

### 【委員】

保存活用計画に関して、旧勝田郡役所庁舎を保存するにあたり、前提として歴



史・文化の町として魅力を高めるような活用を図るとありますが、周辺にどのような歴史的遺産があるのでしょうか。

保存活動において、市民や専門家からどのような意見があつて、現行どのような保存活動、まちづくり活動が行われているのでしょうか。

結果として、今回建物を保存することでどのくらいの人がかかることを想定しているのでしょうか。

また、どのような経緯があつて旧勝田郡役所庁舎を保存するという判断になったのでしょうか。

#### 【会長】

資料の11ページの、旧勝田郡役所庁舎保存修理委員会における審議結果にもあるように、保存活用計画策定委員会や保存修理委員会の中で具体的な内容が検討、整理されているかと思いますが、事務局で何か資料をお持ちでしょうか。

#### 【事務局】

国の登録有形文化財として平成28年11月に旧勝田郡役所庁舎が登録され、登録後、町にて保存活用計画を令和2年3月に策定しています。

その計画の中で、平成24年度から毎年、旧出雲街道を利用したアートイベント「街道祭」の主会場として利用されていることや、平成28年から平成29年にかけて、地元の関係者・団体で構成される建物の有効活用についての検討会が開催され、今回の活用計画のベースとなる活用方針や活用計画の提言が出されたこと等、保存に至るまでの経緯が記録されています。

また、町によるまちづくりの取組として、石畳の街路整備、石積みでの水路復旧、ポケットパークの設置、老朽家屋を除却や景観条例の策定等を進めています。

これらについて、今回の審議資料としてまとめたものはございません。

#### 【委員】

建物保存の経緯やどのくらいの人数の利用が想定されているのかがわかれば、措置の内容が妥当かどうかの判断材料になるので、今回は口頭での説明でしたが、今後は審議資料としてまとめてもらえればと思います。

#### 【会長】

歴史的な街並みがあることがわかるように配置図に歴史的遺産を明示しておいてもよかったですと思います。

私も現地を訪れたことがあり、事務局からの説明にもあったように、旧街道の面影は残っており、この建物が利活用されるようになれば、地域振興につながる

と思います。

**【事務局】**

本日は資料を用意できないので、改めて資料を準備させていただくこととしてよろしいでしょうか。

**【委員】**

指定の要件としては、満足していると思いますので、それがかまいません。

**【委員】**

耐震補強をする際に内装材等を外さないといけないと思いますが、復旧をどのように計画しているのでしょうか。

**【事務局】**

保存の考え方として、まず、耐震補強等で取り外した部材は可能な範囲でその部材を用いて復旧することとしております。老朽化等で腐食や痛んでいる部材については、当時の部材と同等のものにて復旧することとしております。当時の部材も無いものは、形状、材質、色が似通ったもので修復することとします。最後に見た目も合うものが無い場合は、当初の雰囲気損なわないように改修をしていくこととしております。

**【会長】**

その他にございませんか。

(意見なし)

他にございませんようでしたら、審議において各委員からの意見につきまして、事務局にて整理していただくこととします。

付議案件につきまして同意ということでよろしいでしょうか。

(同意)

では、付議案件につきまして同意ということで審議を終了します。

次に、報告案件の建築基準法第43条第2項第二号許可一括処理案件について事務局から報告をお願いします。

## 【事務局】

それでは、資料 2 岡山県建築審査会資料「報告案件」の 1 ページをご覧ください。

建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可（敷地と道路との関係）について説明いたします。建築基準法第 43 条第 1 項で、都市計画区域内の建築物の敷地は道路に 2 m 以上接する必要があります。

この規定の適用除外の 1 つとして、法第 43 条第 2 項第 2 号で、特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した物は適用除外となります。

岡山県の建築審査会への諮問案件のうち、軽微なもの、通例的なものについては、円滑な事務処理を行うことを目的として、一括処理できる範囲を「岡山県建築審査会同意一括処理基準」で定めています。

一括処理を適用するものは、基準の第 3 第 2 項の（1）～（3）に示す 3 つで、基準の第 2 に基づき、あらかじめ審査会の同意を得たものとして許可することができるものとし、直近に開催される建築審査会において報告するものとしています。

今回の報告案件は、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日の間に、一括処理を行い、許可したものの報告を行うものです。

2 ページをご覧ください。岡山県建築審査会同意一括処理基準で一括処理を適用するものは 3 つあります。

1 つ目として、建築基準法上は道路として扱われませんが、道路と同等の機能を有している 4 メートル農道等に敷地が接している場合に許可をする、許可判断基準 2 号の（1）、2 つ目として、敷地と道路の間に水路等が入っていて、道路と敷地が直接接していない水路ばさみの場合に許可をする、許可判断基準 2 号の（2）、3 つ目として、幅 1.8m 未満の細い通路や立ち並びのない通路に接している敷地で住宅を建て替える場合に許可をする、許可判断基準 3 号の（1）の 1 の住宅建替となっております。

4 ページをご覧ください。本日の報告案件としては、許可判断基準 2 号の（1）の 4 m 農道等の 1 件となります。なお、本案件は、許可判断基準 2 号の（2）の水路ばさみにも該当しており、両基準を満たしていることから許可をしているものです。

一括処理件数としては、まとめて許可判断基準 2 号の（1）に 1 件として計上しております。説明は以上となります。

説明は以上となります。

## 【会長】

今の事務局の説明につきまして、何かご質問・ご意見はございませんか。

(意見なし)

無いようですので、本議題の報告を終了します。

次に、建築基準法第3条第1項第三号指定（適用の除外）事例の紹介として、旧吹屋小学校の保存修理工事進捗状況について、事務局から報告をお願いします。

## 【事務局】

それでは、資料3 岡山県建築審査会資料「その他案件」の1ページをご覧ください。

旧吹屋小学校ですが、高梁市成羽町にある小学校で、明治時代に建築され平成24年の廃校までは現役で国内最古の木造校舎で、県の指定重要文化財になっている建物です。また、令和2年6月に旧吹屋小学校を含む一帯の文化財について文化庁から日本遺産の認定を受けております。

この校舎を吹屋のまちづくりの中心施設として活用していくということで、平成26年第2回建築審査会にて、建築基準法第3条第1項第三号の規定に基づく、建築基準法の規定の適用除外の同意、その後の指定を受けて、現在、保存修理工事を行っております。

2ページをご覧ください。平面図、間取りになります。日本遺産の認定を受けて、1階部分に日本遺産のストーリーを紹介する展示機能を持たせることや、復元教室の設置、展示室配置の見直しを現在検討しているところになります。

3ページをご覧ください。進捗状況ですが、まず、1 保存修理工事概要としまして、設計時点では、既往の資料や外観等から見えない部分、不可視部分を想定し構造設計を行ってりましたが、解体工事とあわせて、構造体の劣化状態等確認し、工事内容を再検討しながら進めているところです。現在、令和4年3月末を工期として工事を行っております。

工事内容の検討は、2 高梁市旧吹屋小学校校舎保存修理委員会にて行われており、昭和25年頃の状態に復元する計画としています。委員は下表のとおりです。

3 進捗状況ですが、現在は、瓦葺きが完了し、壁の板張りや漆喰塗り等の内装工事、建具の補修や電気設備の工事を行っております。

工事の状況が4ページからの写真となります。4ページ、5ページが本館の状況写真、6ページが東校舎・東廊下の状況写真、7ページが西校舎・西廊下の状況写真となります。

8 ページをご覧ください。前回の審査会の報告において、現行法のどのような点について適用除外をしたのかというご質問に関して、平成 26 年の第 2 回の建築審査会の資料の抜粋にてご説明いたします。

(3) の防火関係では、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分の防火構造、防火上有効な構造の防火壁による区画や内装仕上げの防火性能等が建築基準法に適合していません。

これらについては、消防設備として、自動火災報知設備、消火器や火災通報設備を設置し、消防計画を提出することで消防機関と協議済みであること、市の保存活用計画において、裸火の使用禁止、建物内の禁煙措置、暖房器具及びその燃料の管理方法等を規定することとから、出火防止・火災拡大防止・近隣への延焼防止及び消防活動の円滑性の確保に配慮されていると判断し、建築基準法の適用を除外しています。

(4) の避難関係では、階段の勾配、踏面の寸法や排煙設備等が建築基準法に適合していません。

これらについては、1 階は避難経路が単純で屋外への避難は比較的容易であること、避難に時間を要する 2 階は、誘導員の配置とともに、一定数の人数制限を行うことから、在館者の避難安全性の確保に配慮されていると判断し、建築基準法の適用を除外しています。

なお、(2) 構造についても、実情に近い柔床構造の 3 次元疑似立体モデルにより限界耐力計算を行い、最低限必要な補強量を確保できるように計画し、耐震補強計画は、歴史的建築物の構造安全性に詳しい者の意見を聞くため、(一社)岡山県建築士会の岡山県歴史的建造物委員会に諮り、その結果として妥当である旨の結論を得ており、地震時等の構造安全性の確保に配慮がなされていると判断しております。

説明は以上となります。

#### 【会長】

今の事務局の説明につきまして、何かご質問・意見はございませんか。

#### 【委員】

防火区画がなされていないところについて、設備での対応で建築基準法の適用を除外していますが、設備での対応以外にも内装材の仕上げ等でもある程度の対応はできているのではないかと思います。そのあたりはどうでしょうか。

#### 【事務局】

平成 26 年の第 2 回建築審査会の資料や指定申請資料では、防火区画を設置せず、

消防設備の設置や建物の避難計画等全体的な対応をもって適用を除外していません。仕上げ等を考慮したような記録はございません。

**【会長】**

その他にございませんか。

(意見なし)

では、本議題の報告を終了します。

その他の議題がありましたらここで審議したいと思いますが、何かございますか。

(意見なし)

では、以上で本日の議事は終了とさせていただきます。